

平塚市地域福祉リーディングプラン

概要版

わたしたち一人ひとりが

輝く（かがやく）

共生のまち ひらつか

第4期平塚市
地域福祉計画

第3期平塚市
地域福祉活動計画

第1期平塚市
自殺対策計画

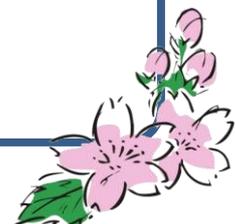
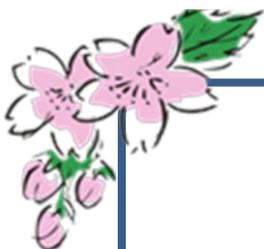
第1期平塚市
成年後見制度
利用促進計画

第1期平塚市
生活困窮者自立支援計画

2019年3月

平塚市

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会



第1章 計画策定の背景

◆ 近年における地域福祉のあり方

本計画書では、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民や地域の各種関係団体、ボランティアや福祉サービス事業者、地元企業や行政などが連携、協働しながら、主体的に「共に生きる、支えあいの地域」を実現するための取組の総体が「地域福祉」であると考えます。

近年では、自殺対策や成年後見制度の利用、生活困窮への支援などをはじめとして住民の抱える地域生活課題が多様化し、団塊世代を含む多くの人々が退職するなど、公的な枠組みだけで地域生活を支える各種の活動や福祉サービスなどをすべて担うことは難しくなっています。

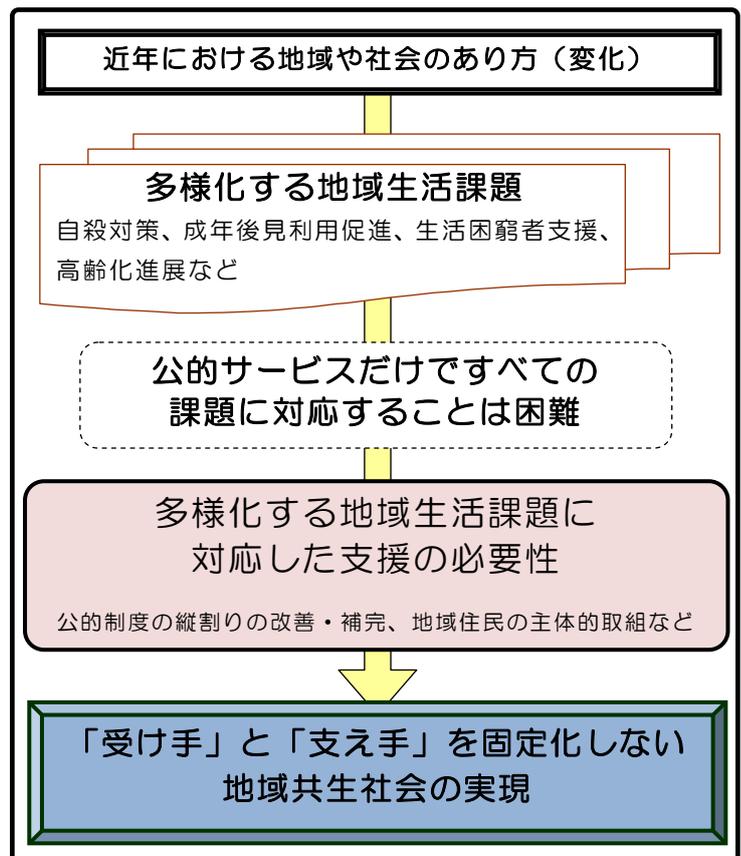
そのため、地域住民がそれぞれに力を発揮して、一方的にサービスなどの「受け手」となるのではなく、自らの得意分野を活かして地域活動の「支え手」にもなっていく関わり方である「地域共生社会」と呼ばれる地域のあり方が重要となっています。

◆ 計画の位置づけ・対象者・期間など

本計画書は、第4期平塚市地域福祉計画（市計画）、第3期平塚市地域福祉活動計画（市社協計画）、第1期平塚市自殺対策計画（市計画）、第1期平塚市成年後見制度利用促進計画（市計画）、第1期平塚市生活困窮者自立支援計画（市計画）を一体的に策定したもので、計画書全体を「平塚市地域福祉リーディングプラン（以下「リーディングプラン」という。）」と呼称します。なお、第3期地域福祉活動計画を除いては本市の策定する行政計画であることから、平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT（ネクスト）～（以下「市総合計画」という。）を上位計画とする個別計画として位置付けられます。

計画の一体的策定に際しては、それぞれの計画が相互に関連しつつ施策事業の推進効果を高めること（シナジー効果）を重視しています。

本計画書の対象者は、これまでの考え方を踏襲して「すべての人々」とします。また、計画期間は2019年度から2023年度までの5年とし、毎年度の進行管理を踏まえ、中間時点（2021年度）において計画内容を点検することとします。



近年における地域福祉のあり方・イメージ

第2章 地域福祉の現状と課題

◆ 地域福祉を取り巻く環境

(1) 人口・高齢化の状況

2015年の国勢調査報告によると、本市の人口は258,227人で、2010年に比べ、2,553人の減少となっており、人口減少局面に突入したと考えられます。1990年から2015年まで25年間の推移を見ると、年少人口比率は18.5%から12.2%へ、高齢化率は9.1%から25.7%となっており、少子化の進行もさることながら、高齢化の進展ペースが衰えていません。それに伴い、要介護・要支援認定者やひとり暮らし高齢者も増加傾向にあります。

(2) 障がい者の状況

市内の障がい者（障害者手帳等の交付者）については、2017年度で12,313人であり、一貫して増加傾向にあります。また、近年になって注目されるようになった発達障がいや高次脳機能障がい、難病の人などは障がいの認定基準などに合致しないことも多く、障がい者と認定されない障がいのある人も相当数いると考えられます。

(3) 子育て支援の状況

2016年における本市の人口千対出生率（人口1,000人当たりの出生率）は6.6、合計特殊出生率（一人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかの数値）は1.24となっており、神奈川県を平均を下回る状況です。こうした状況を踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（学童保育）の計画的設置や子育て支援センターなどの運営などに取り組んでいるほか、2017年からは妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を目的に子育て世代包括支援センター「ひらつかネウボラルーム はぐくみ」を開設しています。

◆ 地域の状況

(1) 自治会（町内会）

自治会（町内会）は、地域において、お互いに協力し合い、住みよいまちをつくるために自主的に組織された団体です。2017年4月時点で、平塚市自治会連絡協議会・連合自治会に加入する自治会（町内会）は229団体、自治会加入率は73.2%となっています。

(2) 地区別の人口と高齢者・年少人口比率（年齢3区分別・23地区）

2018年1月現在の地区別の高齢化率をみると、一部の地区で30%を超えており、35%に迫る地区も現れています。一方で年少人口比率をみると、ほとんどの地区が15%未満となっており、一部の地区では10%台前半となっています。

◆ 地域における福祉活動

(1) 民生委員児童委員

本市では、厚生労働大臣から委嘱された406人の民生委員児童委員が、本計画の計画圏域と同一の23地区で地区民生委員児童委員協議会を組織して活動しています。また、主任児童委員

は、児童問題を専門的に担当するために各地区に2人ずつ配置されています。なお、2018年時点における民生委員児童委員の認知度は63%でした。

(2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内23地区を単位とする地域住民の自主的な組織で、市社協と同一の理念を持ちながらも、それぞれ地域に特化した活動を行っています。自治会町内会や民生委員児童委員協議会などの各種団体と連携しながら、地域ボランティアの協力により、身近な地域における福祉活動の実践組織として活動しています。

(3) 町内福祉村

町内福祉村事業は、地域住民・本市・市社協等の協働により、地域住民の自主的、主体的な参加を基本に、お互いに支えあい、助けあいながら地域に住む誰もが安心して生活できる地域づくりを目指す、本市独自の取組です。地区公民館(25館)区域ごとに設置しており、2018年現在、市内25地区のうち18地区で実施されています。



(4) 高齢者や障がい者の外出支援

要介護・要支援者の増加と1998年に施行された運転免許証自主返納制度の浸透に伴い、外出に支援が必要な高齢者が増加しており、障がいがあることで運転が困難な人とあわせて外出機会の確保が求められています。こうした状況を受け、地域住民の皆さまが主体となり、運送対価を求めない地域内の移送支援を試行する地域が現れています。

第3章 基本理念・基本目標・施策の推進

◆ 基本理念

**わたしたち一人ひとりが輝く(かがやく)
共生のまち ひらつか**

地域共生社会を実現するためには、地域生活課題を抱えた人の困りごとに気づき、適切な支援へつなぎ、一人ひとりの権利が守られ、人材や組織を育て、住民が支えあう地域、すなわち「地域共生力」の高い地域を創造することが不可欠であり、これは本市の福祉が目指す姿でもあります。そのためには、住民一人ひとりが、単に「支え手」と「受け手」として位置付けられるのではなく、時に必要な支援を得ながらであっても、自身の力を発揮していきいきと自分らしくあること、すなわち「輝く(かがやく)」ことが重要なことから、本計画書を全体として貫く基本理念を「わたしたち一人ひとりが輝く(かがやく)共生のまち ひらつか」としています。

◆ 基本目標

本計画書は地域福祉計画を含む5つの計画で構成されており、基本理念の実現に向け、それぞれの計画で共有すべき方向性を示す必要があります。こうしたことを踏まえ、本計画書における基本目標を次のとおり定めました。

基本目標1 気づく ～悩みやSOSに気づくことができる地域づくり～

基本目標2 つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～

基本目標3 守る ～一人ひとりの権利が守られる地域づくり～

基本目標4 育てる ～人材、組織、意識を育てる地域づくり～

基本目標5 支えあう ～すべての人の主体的な参加により支えあう地域づくり～

◆ 施策の推進の基本的な考え方

本計画書における取組の基礎となる基本理念、基本目標、とりわけ複数の基本目標が連動することを念頭に置いて、各計画における施策の推進の基本的な考え方を次のとおり定めました。

地域福祉計画

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

地域福祉活動計画

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあい活動の充実などを推進します。

自殺対策計画

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

成年後見制度利用促進計画

障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人として権利が守られる地域づくりを目指します。

生活困窮者自立支援計画

経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、暮らしが守られる地域づくりを目指します。

第4章 地域福祉計画

◆ 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定める法定計画であるとともに、市総合計画を上位計画とした個別計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。また、平塚市障がい者福祉計画、平塚市子ども子育て支援事業計画などの上位計画として、本市の地域福祉に関する部分や重点的に取り組むべき課題をつなぐ位置付けとなります。



◆ 地域福祉計画における取組

地域福祉計画における取組（計画事業）は次のとおりです。

地域福祉の推進に関する事項	(1) 地域における共生を実現する地域福祉活動の推進	0 1 地域共生力の向上を目指した身近な支援者への啓発促進
		0 2 福祉教育の充実
		0 3 市民活動人材の育成
		0 4 住民主体の地域課題解決活動の促進
		0 5 地域課題協議・解決機能の充実
		0 6 身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進
	(2) 町内福祉村事業の充実	0 7 町内福祉村新規開設の促進
		0 8 町内福祉村の認知度向上
		0 9 町内福祉村における新規支援活動の水平展開
	(3) 民生委員児童委員活動の支援	1 0 民生委員児童委員の相談対応力向上促進
		1 1 民生委員児童委員活動の認知度向上
		1 2 民生委員児童委員からの相談対応窓口一元化
	(4) 誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり	1 3 避難行動要支援者等に対する支援体制の充実
		1 4 住民主体の地域内移送の推進
		1 5 福祉有償運送事業の支援
		1 6 認知症サポーター（上級）の養成と活動促進
		1 7 高齢者見守りの拡充
		1 8 いわゆる「終活」への支援
		1 9 子どもの貧困解消に向けた取組の推進
	(5) 地域福祉を推進するモデル的な取組の展開	2 0 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開
2 1 オリンピック・パラリンピックを契機とした思いやりの心の醸成		
項 的、横断的に取り組むべき事項	(1) 地域における相談体制の拡充	2 2 地域における身近な保健福祉相談窓口の充実
		2 3 誰もが分かりやすい情報提供の推進
	(2) 総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備	2 4 保健福祉関係相談機関の総合的対応強化
		2 5 子育て世代包括支援センターの機能拡充
		2 6 虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進
		2 7 専門相談員等の資質の向上
	(3) 民間活力による地域福祉活動の活性化促進	2 8 民間活力による地域福祉活動の活性化促進

第5章 地域福祉活動計画

◆ 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するため、地域福祉計画と理念を共有し、地域住民や関係企業・団体などの参画を得て策定する計画です。地域福祉活動で重要な役割を担う地区社協の活性化支援や福祉活動団体等のネットワーク構築、ボランティアなどの人材発掘や育成、災害時における助けあいの促進、孤立や排除のない地域づくりなどを推進します。

◆ 地域福祉計画における取組

地域福祉活動計画における取組（計画事業）は次のとおりです。

1 交流・つながりのある地域づくり	0 1 誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進
	0 2 地区社会福祉協議会活動の活性化支援
	0 3 子育て支援のネットワーク構築促進
2 支えあい活動の充実	0 4 福祉活動団体等のネットワークの拡大
	0 5 さまざまな福祉教育の推進
	0 6 ボランティア等の人材の発掘と育成
	0 7 企業等の貢献活動への参加促進
3 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	0 8 孤立や排除のない地域づくりの推進
	0 9 地域生活課題の早期発見と対応力の強化
	1 0 災害時の助けあい活動への取組
4 住民への支援の充実	1 1 社協らしい相談・支援体制の強化
	1 2 その人らしく生きる権利をまもる取組の推進
	1 3 生活困窮状態にある人への支援

第6章 自殺対策計画

◆ 自殺対策計画とは

自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づく計画で、本市の自殺対策に関する基本的な方針を定めるものです。2007年に全国で初となる自殺対策の条例「平塚市民のこころと命を守る条例」が制定されていることも踏まえ、国（自殺総合対策推進センター）が本市の自殺実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」などに基づいて策定しました。

◆ 自殺対策に関する現状と課題

（1）自殺者数などの現状

本市の2017年自殺者数は47名となっています。また、自殺死亡率も全国と同じ水準であり、年代別では40歳代から60歳代までが多い状況です。自殺者の職業等は2013年からの5

年累計で「勤め人」が最多、原因・動機別では「健康問題（身体やこころの病気についての悩み）」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

（２）自殺対策を取り巻く諸課題

本市ではさまざまな自殺対策の取組を進めていますが、次のような課題が抽出されます。

- ・高齢者、生活困窮者等の自殺が多くなっており、とりわけ 60 歳代、70 歳代以上の割合が多く、高齢者を支援する施設等と連携して取組を進めることが必要です。
- ・特にメンタルヘルス対策に遅れがあるとされている小規模事業所に対しては、情報提供も含めた取組が求められます。
- ・2017 年の本市における 10 歳代の自殺者が 2016 年に比べて増加しており、児童生徒へ命の尊さ・大切さを学ぶ教育の機会を充実させることが必要です。

◆ 自殺対策計画における取組

自殺対策計画における取組（計画事業）は次のとおりです。

1 地域におけるネットワークの強化	0 1 事例検討を通じたネットワーク体制の強化
2 自殺対策を支える人材の育成	0 2 ゲートキーパーの積極的養成＜重点【高齢者】＞
	0 3 教育関係者に対する自殺対策研修の推進
	0 4 民間事業所における自殺予防担当者（メンタルヘルス担当者）の養成促進＜重点【勤務問題】＞
3 市民への啓発と周知	0 5 啓発周知の強化
	0 6 自殺対策研修会への市民の参加＜重点【高齢者】＞
	0 7 メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用促進
	0 8 読書活動を活用した自殺対策の推進
4 「生きること」への支援促進	0 9 多重債務者・青少年相談支援体制の強化＜重点【生活困窮者】＞
	1 0 自死遺族等への支援拡充
	1 1 「いのちとくらしの総合相談会」＜重点【生活困窮者】【勤務問題】＞
5 児童生徒が SOS を出すことができる教育の推進	1 2 生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供
	1 3 「SOS の出し方に関する教育」の推進

※ 重点的な取組を＜重点【○○○（対象）】＞として示しています。

自殺対策計画では、国からの指示により計画全体で目指すべき数値目標を掲げることが求められています。これを踏まえ、本市では自殺死亡率を 2019 年度（2017 年数値 18.3）から 5 年間で 15% 以上減少させ、2023 年には 15.5 以下にすることを目指します。

第7章 成年後見制度利用促進計画

◆ 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度利用促進法に基づく計画で、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な方針を定めるものです。2014年に開設された平塚市成年後見利用支援センターにおける取組などを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指して策定しました。

◆ 成年後見制度利用促進に関する現状と課題

(1) 成年後見制度の現状

判断力が十分でない人を財産管理や各種契約を支援する成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。2017年12月末で460人余りとなっており、市民意識調査では「成年後見制度を知っている」と回答した人は40.3%にとどまっています。

(2) 成年後見制度の利用促進を取り巻く諸課題

本市においては、県内でも早い段階で2014年9月に平塚市成年後見利用支援センターを開設するなど取組を進めてきましたが、成年後見制度の利用が進んでいるとはいえない状況であり、次のような課題が抽出されます。



- 本人をはじめ、家族や近隣、ケアマネジャー等支援者などの知識が不十分なため、成年後見制度と相談窓口の周知と啓発が必要です。
- 関係機関との連携により成年後見制度を利用しやすくする方策を検討するとともに、地域連携ネットワーク体制の構築が求められます。
- 地域における権利擁護の担い手として「市民後見人」を育成するほか、身寄りのない人や後見報酬の支払いが困難な人への支援も検討する必要があります。

◆ 成年後見制度利用促進計画における取組

成年後見制度利用促進計画における取組（計画事業）は次のとおりです。

1 成年後見制度利用支援体制の充実	0 1 成年後見利用支援センター運営事業
	0 2 中核機関のあり方の検討
	0 3 成年後見制度の啓発と周知
2 地域における権利擁護の担い手支援	0 4 市民後見人の養成
	0 5 親族後見人への支援拡充

3 成年後見制度の利用が困難な人への支援	06 申立て者がいない人への支援
	07 後見報酬の支払いが困難な人への支援
4 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり	08 地域連携ネットワーク体制の構築
	09 第三者後見人交流機会の確保
	10 成年後見制度利用促進協議会の設置

第8章 生活困窮者自立支援計画

◆ 生活困窮者自立支援計画とは

生活困窮者自立支援計画は、生活困窮者自立支援法の規定を踏まえ各市町村が任意で策定する計画で、本市における生活困窮者の自立支援に関する各種の取組に関する方向性を定めるものです。生活困窮者を把握し、適切な支援へつなぎ、その人の暮らしが守られる地域づくりを目指して策定しました。

◆ 生活困窮者自立支援に関する現状と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度の現状

本市において生活困窮の可能性がある人としては、完全失業者が190人、ホームレスの人が40人などとなっています。全国的にみると、15～39歳のいわゆる狭義のひきこもり状態にある人が約18万人、学校に配置される問題を抱えた児童・生徒へ対応する「スクール・ソーシャル・ワーカー」が支援している子どもは約6万人いるとされています。

(2) 生活困窮者自立支援を取り巻く諸課題

本市においては、生活困窮者の自立支援に向けた各種の政策を展開しており、特にホームレス支援では一定の成果も出ている一方で、次のような課題が抽出されます。

- ・福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討し、地域における見守り活動などを担う民生委員児童委員などとさらに連携して、生活困窮者を把握する必要があります。
- ・複数の課題を抱える生活困窮者は、いくつもの相談機関に相談する必要があり負担となっているため、その負担を軽減する必要があります。
- ・本市のホームレスの人数は減少傾向にありますが、全国の他市と比較しても高い数順であることから、今後もさまざまな状態のホームレスに対する巡回相談による支援が必要です。
- ・生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生、高校生に対する学習支援等を通じ、貧困の拡大と連鎖を断ち切ることが求められています。

◆ 生活困窮者自立支援計画における取組

生活困窮者自立支援計画における取組（計画事業）は次のとおりです。

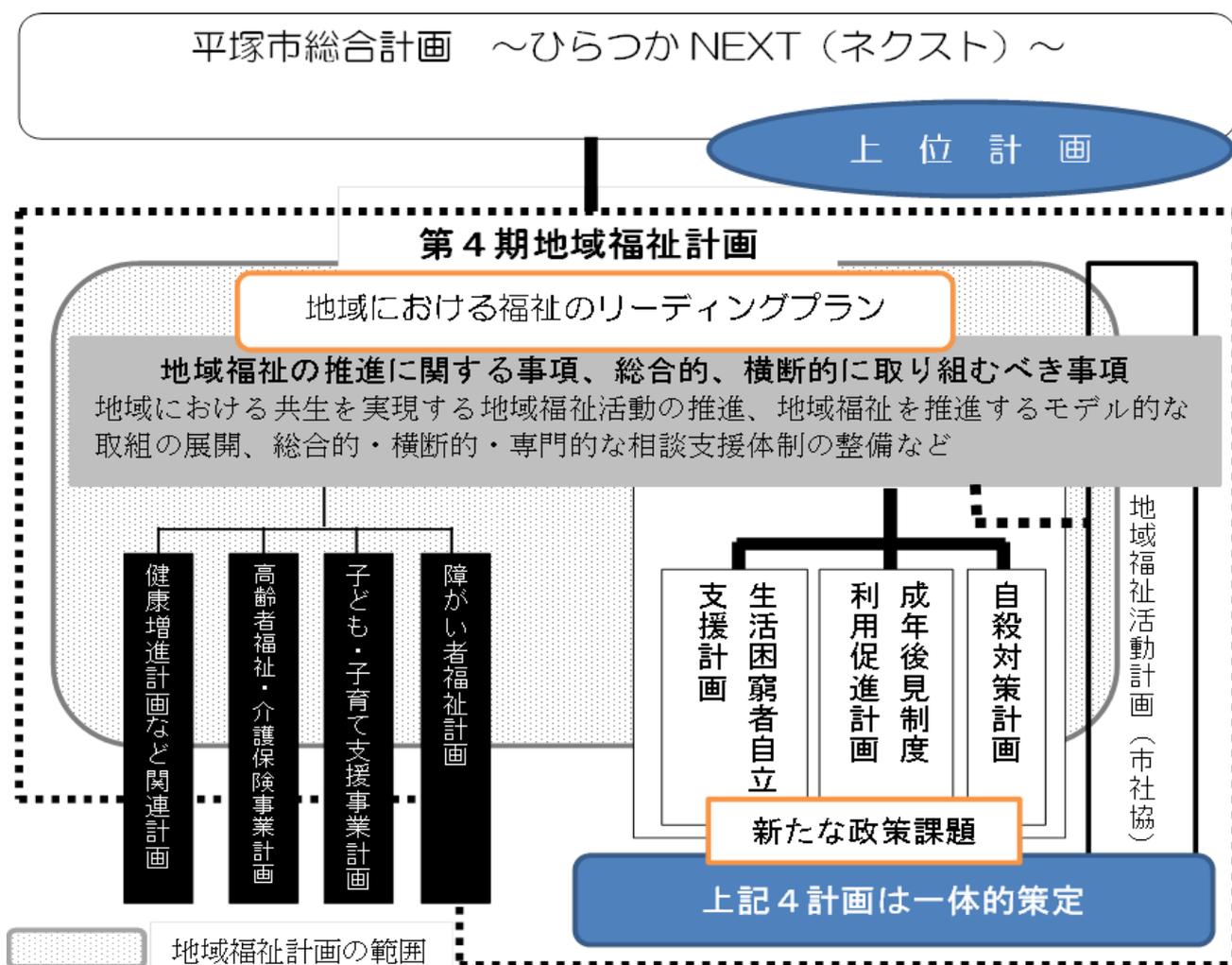
1 自立相談支援（くらしサポート相談）の充実	01 自立相談支援事業の実施
	02 住居確保給付金の支給

2 相談からつながる支援の拡充	03 子どもに対する学習・修学の支援事業
	04 一般就労に向けた訓練事業
	05 就労準備の支援の実施検討
	06 家計の改善支援の実施検討
3 連携体制の強化	07 民生委員児童委員等関係機関との連携強化
4 いのちとくらしを支える取組	08 巡回相談等のホームレス自立支援
	09 一時生活支援事業の実施検討
	10 「いのちとくらしの総合相談会」

第9章 計画の推進体制（進行管理）

本計画書の推進及び進行管理については、下図の計画全体像にあるとおり、地域福祉計画を含む5つの計画が相互に関連しながら進めます。

【地域福祉リーディングプランの計画全体像】



計画の進行管理については、それぞれの計画ごと、庁内会議体と外部委員を中心に構成される懇話会において行います。庁内会議体では計画事業や取組の進捗状況等を把握し、一次評価した

上で各計画の懇話会へ報告します。懇話会では、一次評価を踏まえて計画事業の進捗状況について二次評価し、必要に応じて各計画に対する意見や提言等を行います。また、そのほか、地域福祉活動への参加促進を図り、地域住民や関係団体からの意見を聴取するため、本計画書の計画期間内で意見交換会等を開催することとします。

計画書別冊 計画事業の数値等目標・計画の策定経過など

本計画書は5つ計画の一体的に策定したため、計画冊子が大部になってしまうことを避け、計画事業の数値等目標や住民意識調査の結果詳細、計画の策定経過や地区ごとの福祉活動などを別冊にて整理しています。別冊で取り上げている内容は次のとおりです。



各計画の数値等目標

第4期地域福祉計画において着実に推進を図る取組

市民意識調査、団体用アンケートの結果

第3期地域福祉計画等の実施状況

計画策定体制と策定経過 / 各地区の地域福祉活動

本市の自殺対策における取組事業一覧

このうち、各計画の数値等目標については次のとおりです。数値目標は、計画期間の中間年度（2021年度）と最終年度（2023年度）で進捗評価します。

なお、それぞれの計画事業に対して主に所管する部署または進捗を取りまとめる部署を示し、確実に取組を進める体制としています。

（地域福祉計画）住民主体の地域内移送支援地区数、モデル地区における試行的、先駆的な取組の展開 など

（地域福祉活動計画）ボランティア講座や研修会への参加人数、孤立や排除のない地域づくりに関する啓発回数 など

（自殺対策計画）ゲートキーパー養成数、「命の大切さ、尊さ」をテーマとした読み聞かせ実施地区数 など

（成年後見促進計画）成年後見制度の認知度、市民後見人の後見等受任者数 など

（困窮者支援計画）住居確保給付金の支給決定者、ホームレス生活を脱した人の数 など

また、第4期地域福祉計画において着実に推進を図る取組としては「平塚市市民活動災害補償制度の適切な運用」「避難行動要支援者への支援」「福祉サービスにおける情報開示や苦情解決の促進」「福祉サービス第三者評価事業の活用」などを位置づけています。

各地区の地域福祉活動では、市内23地区における地区社会福祉協議会の活動概要、町内福祉村の設置（活動）状況、民生委員児童委員や主任児童委員の定員、ゆめクラブの概況などを取りまとめています。

■平塚市福祉部福祉総務課（地域福祉担当）

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 TEL 0463-21-9848（直通）

■社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

〒254-0047 平塚市追分1番43号 TEL 0463-33-1377（代表）

詳しくはホームページもご覧ください

平塚市地域福祉リーディングプラン

クリック！